



風水害から身を守ろう

これからの梅雨時期から秋にかけて、大雨や台風などによる風水害が発生しやすくなります。

平成18年7月には、本市でも記録的な大雨が降り、各地で被害が発生。特に、河浦地区では河川がはんらんし、濁流に運ばれた流木が直撃するなどして家屋が壊されたのはじめ、家屋の床上・床下浸水や、山崩れによる土砂災害が発生するなど、甚大な被害をもたらしました。

このような災害は、私たち人間の力では防ぐことはできません。しかし、一人ひとりが日ごろから災害に備えることにより、被害を最小限に抑えることはできます。

風水害から身を守るためにはどうしたらよいか。私たちの備えと行動について今一度考えてみましょう。

日ごろの備えを十分に！

家の周りや地域の危険箇所を確認する

大雨が降ったり、台風が接近したりしたとき、皆さんの家や地域は安全ですか。皆さんが住んでいる地域で過去に洪水や浸水、山崩れ、がけ崩れなどの災害が発生したことがあるか、また、どのような危険があるか調べておくことが大切です。家の周りや地域を見回して、危険箇所がないか確認しておきましょう。

避難場所や避難方法の確認を

市が指定した避難場所（12ページ参照）までの経路について家族で話し合い、確認しておきましょう。しかし、河川の水があふれているときなどは、避難場所に安全に避難できない場合があります。自宅や職場の近くに一時的に避難できる場所を決めておくことも必要です。

非常持出品の準備・点検は？

自分の住む地域が「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」などの危険区域に指定されているかどうかは、本庁（別館）・河川港湾課または県天草地域振興局工務第二課で確認することができます。また、自宅の窓や屋根、雨どいや側溝、壁などを点検し、壊れているところがあったら早めに修理しておきましょう。

非常持出品として準備する乾パン・缶詰・栄養補助食品などの非常食や飲料水（いづれも3日分を目安）、懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池、衣類、救急医薬品、現金などは日ごろから準備・点検しておきましょう。

被害を最小限に抑えるために

気象情報などは最新情報を把握する

台風や大雨などのときに発表される注意報や警報は、各地域の住民の皆さんに注意を呼びかけ、災害による被害を最小限に食い止めることを目的としています。注意報は災害が起こるおそれがあるときに、警報は重大な災害が起こるおそれがあるときに、それぞれ発表されます。

台風や梅雨前線の動きなどについては、テレビやラジオなどで伝えられる気象情報や注意報・警報などで最新の情報を得るようにしましょう。なお、市や県では主に次の方法で市民の皆さんに情報を提供します。

- 防災無線による放送
- 熊本県統合型防災情報システムホームページ
http://www.bousai.pref.ku-namotop.jp
- 天草ケーブルテレビの市民チャンネルによる災害情報

◆台風の大きさ 別表1

表現	強風域の半径
(表現なし)	500km未満
大型(大きい)	500km以上 800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

◆台風の強さ 別表2

表現	最大風速
(表現なし)	17m/秒以上 33m/秒未満
強い	33m/秒以上 44m/秒未満
非常に強い	44m/秒以上 54m/秒未満
猛烈な	54m/秒以上

◆雨量や降り方など 別表3

雨量(mm)	表現	雨の降り方
10以上 20未満	やや強い	ザーザーと降る
20以上 30未満	強い	どしゃ降り
30以上 50未満	激しい	バケツをひっくり返したように降る
50以上 80未満	非常に激しい	滝のように降る
80以上	猛烈な	息苦しくなるような圧迫感がある

の放送(同テレビ加入世帯のみ)

「台風情報の表し方」

気象庁が発表する台風情報では、台風のおおよその勢力を示す目安として「大きさ」と「強さ」を分けて表現します(別表1・2)。大きさは「強風域(平均風速15m/秒以上)の強い風が吹いている範囲」

「雨の強さや降り方」

雨の強さは、1時間に降る雨量により別表3のとおり分けられています。1時間の雨量が20mm以上、または降り始めからの雨量が100mm以上になったら要注意です。がけ崩れや山崩れ、地すべり、土石流などの土砂

の半径」、強さは「最大風速」で表します。なお、最大風速が17m/秒以上のものを台風と呼びます。

早めの避難と高齢者などへの協力を

警報や避難の勧告・指示が出された場合、または勧告などがなくても長雨や大雨などで身の危険を感じたときは、事前に決めている避難場所へ速やかに避難してください。

また、高齢者や障がい者、子どもなど災害時にすばやい行動をとることが困難な人たちが家庭や隣近所にいるときは、家族や周りの人たちが協力して災害から守りましょう。そのためには、日ごろから家族や地域で防災について話し合っておくことが大切です。

※詳しいことは、本庁・防災交通課 消防係 ☎111 11内線1231へお尋ねください。

災害が発生したとき、発生のおそれがあるときは 対策本部を設置し対応します

市では毎年、梅雨時期を前に防災会議を開き、防災計画を見直す一方、危険箇所なども点検しています。この結果を踏まえて作成した「天草市地域防災計画書・天草市水防計画書」は、本庁・防災交通課や各支所・総務振興課に備え付けていますのでご覧ください。

大雨や台風に伴う警報などが発令されると、市(本庁・各支所)では警戒体制をとり、情報の収集を行います。また、災害が発生したときや、災害発生のおそれがある場合は、市役所本庁舎内に災害対策本部を設置し、災害に対応します。

※災害が発生したら…
本庁・防災交通課 ☎1111内線1231
各支所・総務振興課
または災害対策本部 ☎0005(直通)へ